

令和7年竹田市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 令和7年10月6日（月） 午後2時15分～午後2時55分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 11名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子

6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子

10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子

4. 欠席委員 2名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：馬場勇二、中村美智子 係長：伊藤慎弥

6. 議事

議案第70号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 5件

議案第71号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

議案第72号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画の要請について（公社から所有権移転） 1件

議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第74号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第76号 非農地証明について 6件

会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は11人で定足数に達しています。

（14時15分）

議長

只今から、令和7年竹田市農業委員会第10回総会を開会いたします。本日の議事日程はタブレットに配信

してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は8番 上野一男委員、9番 本郷敦子委員の両名を指名いたします。報告事項について事務局より報告をお願いします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第16号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が5件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第70号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 5件

議案第71号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

議案第72号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画の要請について（公社から所有権移転） 1件

議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第74号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第76号 非農地証明について 6件

以上21案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第70号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 甲斐主任

議案第70号は、農地中間管理事業により土地所有者である貸出人から大分県農業農村振興公社を介し、借り受け人へ権利の設定を行うものです。今回から議案書の様式を変更しましたのでお知らせします。議案書の右端の備考欄に貸付調書のページを記載しています。各筆の詳細等はタブレット第10回総会議案書の議案第70号貸付調書で確認をお願いします。

1番の案件は、5人の貸し出し人から認定農業者である〇〇〇〇へ5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は当該農地に係る農業を担う者であるです。詳細は貸付調書1ページから2ページをご確認ください。

2番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は当該農地に係る農業を担う者であるです。詳細は貸付調書3ページをご確認ください。

3番の案件は、3人の貸し出し人から認定農業者である〇〇〇〇へ10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は当該農地に係る農業を担う者であるです。詳細は貸付調書4ページをご確認ください。

4番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は当該農地に係る農業を担う者であるです。詳細は貸付調書5ページをご確認ください。

5番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は当該農地に係る農業を担う者であるです。詳細は貸付調書6ページをご確認ください。

議長

只今、議案第70号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第70号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第70号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

議案第71号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。最初に1の1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第71号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字平田字下村〇〇〇〇ほか1筆 登記地目、現況地目ともに田2筆 合計面積598平方メートルを中山間事業に取り組むため編入する計画の農地です。

議長

1 番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1 番 山本昭雄委員

この農地は農業振興のための基盤として将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

次に1の2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第71号の1の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字平田字中土甲〇〇〇〇 登記地目、現況地目ともに田1筆 面積619平方メートルを中山間事業に取り組むため編入する計画の農地です。

議長

1 番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1 番 山本昭雄委員

この農地は農業振興のための基盤として将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

只今、議案第71号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第71号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第71号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の牛尾副主任、甲斐主任は、退席してください。ありがとうございました。

(14時25分)

議長

再開いたします。議案第72号 大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第72号の1番の案件は、譲渡人 大分県農業農村振興公社から譲受人 認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町藤渡字天神原〇〇〇〇ほか3筆 畑4筆 合計面積10,138平方メートルを、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により所有権の移転を要請するものです。譲受人の経営規模は32,846平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第72号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター10台、管理機8台、定植機10台、動噴4台、フォークリフト7台所有しており、野菜・畜産中心の農家であり農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今調査報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第72号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第72号 大分県農業農村振興公社からの所有権移転にかかる農地利用集積等促進計画の要請については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第73号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字九重野字天神ツル〇〇〇〇 田1筆 面積1,207平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は2,432平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第73号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・草刈り機を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第73号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字菅生字仲津留〇〇〇〇 畑1筆 面積3,626平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は35,984平方メートルです。

議長

調査報告をお願いします。

事務局

5番 秦志喜男委員が本日欠席ですが、調査報告を預かっていますので読み上げて報告させていただきます。議案第73番の2号の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台・耕うん機2台・移植機1台・管理機2台・マニアスプレッダ1台を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考

えます。

議長

3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第73号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字城原字轟木町〇〇〇〇 畑1筆 面積542平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は3,317平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第73号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は草刈り機2台所有しており、野菜と果樹カボスの家庭菜園程度の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第73号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町叶野字叶野〇〇〇〇 〇ほか2筆 田2筆 畑1筆 合計面積7,867平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は6,642平方メートルです。

議長 8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第73号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・運搬機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

5 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 7 3 号の 5 番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字上田北字中園〇〇〇〇ほか 2 筆 田 1 筆 畑 2 筆 合計面積 4, 2 3 1 平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は 5 7 平方メートルです。

議長

4 番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4 番 首藤徳子委員

議案第 7 3 号の 5 番の調査報告をいたします。譲受人の労力は 2 人です。農機具は耕うん機 1 台、草刈り機 1 台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第 7 3 号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第 7 3 号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第 7 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第 7 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。1 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第74号1番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字田口〇〇〇〇ほか2筆 田3筆 合計面積5,949平方メートルの田です。この申請地は第2種農地です。転用目的は植林です。申請地は獣害等により農地としての管理が難しく、植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で転用行為は令和8年3月10日から同年3月31日までを予定しています。なお面積が3,000平方メートルを超えているため大分県農業会議の常設審議会の意見聴取を要する案件です。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第74号1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第74号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第74号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第74号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第75号の1番の案件は、申請地 竹田市直入町大字長湯字古園〇〇〇〇 畑1筆 面積496平方メートルです。この申請地は第2種農地です。申請地は借受人が一般住宅を新築する計画です。排水は合併浄化槽を経由して側道の水路に排水される計画で、水路の共同利用者の承諾を得ています。転用行為は令和7年11月1日から令和8年3月31日までを予定しています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられま

す。なお本案件については、農振除外の申請面積が631平方メートルだったので、令和7年の第4回竹田市農業委員会総会で進入路も含めて500平方メートルを超えないよう計画面積の見直しを求める意見を提出し、469平方メートルでの転用許可申請となっています。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

議案第75号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第75号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

7番 坂本大蔵委員

農政課から除外の議案があがってきたときは600平方メートルを超える面積で、その時500㎡の合理的な理由がないのではないかと話をしましたが、農政課と農業委員会で総会にかける前に話し合いをしているのですよね。

事務局

しています。

7番 坂本大蔵委員

何でも500平方メートルを認められる訳ではない。積み上げで面積を出していく訳なので農政課の方に要望をしていただきたいと思います。

事務局

協議していきます。

議長

排水計画ですが、どこの水路に排水する予定ですか。

事務局

合併浄化槽を経由して〇〇水路に流す計画です。

議長

飲料水で利用している下流なら良いのですが。それは確認していますか。

事務局

下水に排水します。後ほど詳細を確認します。

議長

他にありませんか。それでは議案第75号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第76号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第76号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字会々字千引〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積482平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成7年に簡易倉庫を建て現在は資材置き場として使用しており、現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は雑種地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第76号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字会々字平〇〇〇〇 畑1筆 面積693平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は獣害が多くなり平成10年頃に耕作をやめ、

現況は原野となっています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野になっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第76号の3の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字下志土知字松ノ木〇〇〇〇 田1筆 面積300平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は令和4年の台風14号の被害で土砂崩れを起こし農地としての復旧が困難となり現況は原野となっています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

3の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野になっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第76号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市荻町馬場字馬場〇〇〇〇 田1筆 面積1,471平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は前々所有者の伯父が平成12年から駐車場として利用しており、現況は雑種地となっています。顛末書が添付されています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1 番 山本昭雄委員

4 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は雑種地になっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 7 6 号の 5 番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市久住町大字久住字下タノ川〇〇〇〇ほか 4 筆 畑 5 筆 合計面積 3, 7 0 7 平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は獣害がひどく農地としての管理ができなくなり、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇には平成 7 年に杉を植林し、〇〇〇〇には昭和 6 0 年にヒノキを植林し現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

1 0 番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

1 0 番 島村宏司委員

5 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林になっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、6 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 7 6 号の 6 番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市直入町大字上田北字中園〇〇〇〇畑 1 筆 面積 6 4 3 平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡母が管理していましたが、高齢のため平成 1 0 年頃から耕作できなくなり現況は山林となっています。

議長

4 番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4 番 首藤徳子委員

6 の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林になっております。現状からみて農地への復

旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第76号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第76号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第76号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和7年竹田市農業委員会 第10回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時55分)